

# 旭学生寮規定

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、学校法人 長谷川学園 旭学生寮の管理運営及び寮生活の取扱いについて定め、これにより集団生活の維持を図り、寮生活の向上に資することを目的とする。

### (寮の定義)

第2条 この規定で寮とは、遠隔地の学生を集団で居住させるために所有する住宅施設をいう。

### (寮生の定義)

第3条 この規定で寮生とは、学生であつて所定の入寮手続きを経て入寮を許可された者をいう。

### (寮生の義務)

第4条 寮生はこの規定を誠実に守り、寮の保全に勤めるとともに、寮生活の風紀秩序を維持し生活環境の向上に勤めなければならない。

### (適用)

第5条 この規定は寮に入寮している学生に適用する。

## 第二章 管理

### (管理者)

第6条 寮の管理は管理者が行う。

### (業務)

第7条 寮の管理者は次の業務を行う。

- 1,寮運営の企画立案と総括的管理
- 2,寮の入退居に関する業務
- 3,保全修理と備品管理
- 4,安全衛生と防犯、防火
- 5,寮生の生活相談と指導
- 6,学園との連絡調整その他必要と認められる事項

## 第三章 入退寮

### (入寮資格とその期間)

第8条 入寮資格とその期間は下記のとおりとする。

- 1,通学不可能な地域から入学した者で所定の手続きを経て、学校長の許可を得た者
- 2,その他学園が必要と認める特別な事情のある者
- 3,期間は原則として2年間とする

(入寮手続)

第9条 入寮を希望する者は、入寮申込書に所定の事項を記入の上、入寮費を添え学園事務所に申し込まなければならない。

(居室定員数の決定)

第10条 居室定員数については寮を希望する者の申し出により学園が決定する。

(退寮に関する事項)

第11条 寮生が次の各項の1に該当する場合は、その事由の発生後1週間以内に退寮しなければならない。

- 1, 学生の身分を喪失したとき
- 2, 自己都合により退寮を希望するとき
- 3, この規則に違反し、もしくは寮の風紀秩序を乱し他の寮生への迷惑等、共同生活に不相当と認められるとき
- 4, 寮費を3か月超えても納入しなかった場合
- 5, 学校長は寮生の模範であるものに限って卒業後当分の間在寮延長を認めることがある

(退寮手続)

第12条 寮生が退寮する場合はその1週間前までに管理者に退寮届を提出すること。退寮者は寮より貸与された品物を管理者立ち会いの上返納するとともに、居室並びに備品等破損等箇所について管理者の指示に従い修繕しなければならない。

#### 第四章 日常生活の規律

(起床、就寝)

第13条 起床、就寝時刻は食事、学校の始業時間等勘案し自主的に決定するも他の寮生に迷惑のかからないようにしなければならない。

(外出、門限)

第14条 時刻は午後10時までとするが、やむをえない事情によって時刻を超えて外出する場合は管理者に届け出ること。

(外泊)

第15条 寮生が帰省し外泊する場合はあらかじめ外泊届に記入の上管理者に届け出ること。

(食事、入浴)

第16条 食事、入浴に関しては下記のとおりとする。

- 1, 各自の部屋又は、キッチン(共有スペース)で調理し喫食する
- 2, 入浴は午後11時までにする

### 3,その他必要な事項は別に定める

(面会、外部者の宿泊、呼び出し)

第 17 条 保護者以外の面会、外部者の宿泊、呼び出しは許可しない。面会については学園で行うこと。家族の車の駐車は学園の指定場所に駐車し、近隣の迷惑にならないようにすること。

(通報の義務)

第 18 条 寮生は次の場合、直ちに管理者に通報しなければならない。

- 1,建物又は付属施設、備品を破損した場合
- 2,火災、風水害、盗難その他異変があったとき

(順守事項)

第 19 条 寮生は次の事項を順守しなければならない。

- 1,寮管理者の指示にしたがうこと
- 2,建物又は付属施設、備品等を大切に使用すること
- 3,寮内及び居室の清潔、整理整頓に心がけ、共同施設は当番を決めて清掃する
- 4,他の寮生の睡眠を妨げる等の迷惑行為をしない
- 5,電気、水道等を浪費しない
- 6,室内で火気を使用しないこと
- 7,生活は規則正しく健康に留意し、風紀秩序の維持につとめる
- 8,私物は各部屋で管理する事

(禁止事項)

第 20 条

1. 居室を無断で改装すること
2. 寮内に危険物を持ち込むこと
3. 建物、付属施設、備品に損傷を与えること
4. 他の住民に迷惑をおよぼす行為をすること
5. 所定の場所以外で火気を使用すること
6. 寮内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること
7. 寮内において、ペットを飼育すること
8. 男性の入室(引っ越し・退寮、修繕など特別等場合を除く)
9. その他、前各号に準ずること

(寮費)

第 21 条 寮費の内訳は居室利用料と水道光熱費・冷暖房費からなり、金額は次のとおりとする。入寮費は入寮時のみ、寮費は毎月5日までに当月分を学校会計に納入しなければならない。月途中で退出する場合も寮費は定額とする。

- 1,一室を一人で使用する場合 月額 30,000 円 (一人部屋)

- 2,一室を一人で使用する場合 月額 35,000 円 (二人部屋)
- 3,一室を二人で使用する場合 月額 20,000 円 (二人部屋)
- 4,入寮費 入寮時のみ 15.000 円

#### 附則

1.この規定は 1987 年 7 月 1 日より施行する

1.この規定は 2015 年 4 月 1 日より施行する

1.この規定は 2017 年 4 月 1 日より施行する